

市町村合併の流れ

調査・研究
平成12・13年度

検討・協議
平成14年度

平成15年度

現在

合併特例法
期限
平成17年3月31日

市町村合併検討協議会による事前協議

合併協議会とは
合併を行うこと自体の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項を正式に話し合う組織です。
合併する方向に決まったら、合併後の将来像とその実現方法を新市建設計画にまとめます。

合併協議会の設置についての
議会の議決

総務大臣

県知事

届出の受理

新市建設
計画の協議・回答

届出

告示

合併協議会 の協議内容

- 合併に関するさまざまな調整・協議
 - 合併の方式
 - 合併の時期
 - 新市の名称
 - 市役所の位置
 - 議員の定数・任期
 - 一般職員の身分の取り扱い
 - その他多くの事項
- 新市建設計画の作成

新市建設計画とは
市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して将来像に関するビジョンを示し、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。この新市建設計画を基礎としてさまざまな財政支援措置が講じられることになっています。

合併の同意が得られた場合

合併協定書の作成・調印

合併関係議案の議会の議決

合併申請書の作成

申請書の受理

協議・回答
市の廃置分合の場合のみ

県議会の議決

合併の決定

合併の効力の発生